

令和3年第2回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 令和2年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として非常用自家発電設備更新事業他20件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

□報告第2号 令和2年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事（第一期工事）について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和2年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修に伴う下水道管移設工事実施設計業務委託について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 4件

□議第38号 専決処分につき承認を求めることについて

（令和2年度野洲市一般会計補正予算（第20号））

①予算額（3／31 専決）

- ・補正前予算額 28,972,556千円
- ・補正額 △35,359千円
- ・補正後予算額 28,937,196千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査（△49,334千円）
- ・特別交付税の額の確定による減額（△21,341千円）
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定が翌年度になったことに伴う県支出金の減額（△32,082千円）
- ・守山野洲行政事務組合精算金の計上（10,383千円）

【歳出】

- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正
- ・自治振興交付金の交付決定に伴う財源更正
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定が翌年度になったことに伴う事業費の減額（△32,082千円）

□議第 39 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・第36条の3の2第4項 給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止
- ・第36条の3の3第4項 公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止
- ・第53条の8第1項 退職所得申告書の定義に係る規定の整備
- ・第53条の9第3項、第4項 退職所得申告書電子提出に係る税務署長の承認の廃止
- ・第81条の4 環境性能割の税率に読替規定に加え、2年ごとの見直し規定を追加
- ・附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条 評価替に伴う年度の更新
- ・附則第15条の2 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長
- ・附則第15条の2の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に読替規定に加え、2年ごとの見直し規定を追加
- ・附則第16条 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50％軽減及び25％軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長
- ・附則第25条第2項 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充・延長
- ・その他 法改正による項ずれに伴う改正

②施行日 令和3年4月1日

□議第 40 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、減免されていた平成31年度及び令和2年度課税分に引き続き、令和3年度課税分を減免するため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・附則第22項 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例における減免の対象となる令和3年度課税に係る保険税について規定

②施行日 令和3年4月1日

□議第 41 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 3 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号))

①予算額 (4 / 5 専決)

- ・補正前予算額 22,000,000 千円
- ・補正額 32,680 千円
- ・補正後予算額 22,032,680 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上 (32,680 千円)

【歳出】

- ・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (29,800 千円) 及び事務費 (2,880 千円) の計上

3 補正予算 3 件

□議第 42 号 令和 3 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 22,032,680 千円
- ・補正額 439,832 千円
- ・補正後予算額 22,472,512 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (3 次分) の計上 (130,034 千円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金の増額 (191,142 千円)
- ・地域型保育事業の整備促進に係る国庫支出金の計上 (16,000 千円)
- ・担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定に伴う県支出金の計上 (12,004 千円)
- ・東京 2020 オリンピック聖火リレーの実施に係る県支出金の計上 (2,203 千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の計上 (130,034 千円)
- ・ふるさと納税制度の実施に係る必要経費の計上 (11,122 千円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額 (191,142 千円)
- ・地域型保育事業の整備促進に係る小規模保育事業費補助金の計上 (18,000 千円)
- ・担い手農業者に対して経営規模の拡大を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上 (12,004 千円)

□議第 43 号 令和 3 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 0 3 0, 3 3 8 千円
- ・補正予算額 △ 8 5 7 千円
- ・補正後予算額 1, 0 2 9, 4 8 1 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 9 8 3, 1 0 3 千円
- ・補正予算額 1, 1 5 5 千円
- ・補正後予算額 9 8 4, 2 5 8 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・水道基本料金減免に伴う給水収益の減額（△20, 982 千円）
- ・コロナ減免に伴う一般会計補助金の計上（20, 125 千円）

【収益的支出】

- ・コロナ減免に伴うシステム変更業務委託費の増額（1, 155 千円）

□議第 44 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・現計予算額 2, 9 4 0, 0 0 0 千円
- ・補正予算額 6 8, 0 2 0 千円
- ・補正後予算額 3, 0 0 8, 0 2 0 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・損害賠償保険金の計上（68, 020 千円）

【収益的支出】

- ・損害賠償金等の計上（68, 020 千円）

4 条例制定・改廃 7 件

□議第 45 号 野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

申請、届出等をはじめとする条例又は規則に基づく市の機関の手続について、原則としてオンラインによる手続を可能とするために必要な条例上の整備を行う。

施行日 公布の日

□議第 46 号 野洲市公告式条例等の一部を改正する条例

デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現を推進する国の方針及び新型コロナウイルス感染症の拡大が進行する社会情勢により、全国的に行政手続等の効率化が必要とされる中で、本市においても行政手続等の効率化を図るため、条例で規定されている押印手続を廃止するため、所要の改正を行う。

○【第 1 条】野洲市公告式条例の一部改正

- ・第 4 条、第 5 条 市長又は市の機関が定める規程の公表の際の押印の廃止

○【第 2 条】野洲市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

- ・別記様式 新たに野洲市公平委員会委員になった委員の宣誓書への押印の廃止

○【第 3 条】野洲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

- ・第 8 条、第 12 条 押印等の見直しに伴い、申出人や提出者に求める署名押印の廃止
- ・第 11 条～第 14 条 押印等の見直しに伴い、意見聴取、口頭審理、実地調査及び議事に関する調書に、関係した委員及び調書を作成した書記の署名押印を求めている規定について、氏名を記載することとする改正

○【第 4 条】野洲市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

- ・別記様式 新たに職員となった職員の宣誓書への押印の廃止

施行日 令和 3 年 7 月 1 日

□議第 47 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

当該条例に掲げる附属機関の事業完了による廃止、また委員の構成に一部変更があり、所要の改正を行う。

○「野洲市改良住宅入居者選定審査会」

野洲市改良住宅条例の廃止に伴い、改良住宅に入居する者を選定するために必要な事項等の調査審議等に関する事務を所掌していた審査会を廃止。

- ・別表第 1 中 「野洲市改良住宅入居者選定審査会」を廃止

○「野洲市人・農地プラン検討会」

委員を構成する者の団体の名称が変更となったことから、委員の構成を改正。

- ・別表第 1 中 委員の構成のうち「おうみ富士農業協同組合を代表する者」を「レーク滋賀農業協同組合を代表する者」に変更

施行日 公布の日

□議第 48 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行う。

○【第 1 条】野洲市税条例の一部改正

- ・第 24 条第 2 項 扶養親族の範囲を規定する文言を追加

- ・第 34 条の 7 第 1 項 特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し
 - ・第 36 条の 3 の 3 第 1 項 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し
 - ・附則第 5 条第 1 項 所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し
 - ・附則第 6 条 セルフメディケーション税制の延長
 - ・附則第 12 の 2 用途変更時等の負担調整による「みなし方式」の追加
- 【第 2 条】野洲市税条例の一部改正条例の一部改正
- ・令和 2 年改正条例 第 2 条のうち第 48 条第 10 項、同条第 16 項、第 50 条第 4 項、第 52 条第 3 項、附則第 4 条の改正規定 法改正による項ずれに伴う改正
- 施行日 令和 4 年 1 月 1 日（第 1 条中野洲市税条例第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日）

□議第 49 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことにより、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、同カードの発行に係る手数料の徴収事務は同機構から市区町村長へ委託することができることとする規定が盛り込まれるため、所要の改正を行う。

- ・第 2 条第 1 項第 3 号 マイナンバーカードの再交付手数料の規定 → 削除
 - ・別表第 3 マイナンバーカードの再交付手数料の規定 → 削除
- 施行日 令和 3 年 9 月 1 日

□議第 50 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

七間場第 3 公園に七間場自治会が自治会館を建設されるに当たり、公園としての機能がなくなるため用途廃止し、また、開発行為に伴い帰属を受けた地域ふれあい公園 3 箇所を新たに追加するため、所要の改正を行う。

- ・別表中 七間場第 3 公園の項を削り、「みどり東公園」、「みどり中公園」、「みどり西公園」を追加
- 施行日 公布の日

□議第 51 号 野洲市改良住宅条例を廃止する条例

同和対策の住環境整備の一環として建設した北比江改良住宅について、全ての改良住宅の譲渡が完了したことから、管理に関する規定を定めた当該条例を廃止する。

施行日 公布の日

5 その他 5件

□議第 52 号 和解について

損害賠償請求事件の和解をすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①訴訟事件名

大津地方裁判所

令和元年（ワ）第 252 号 損害賠償請求事件

②当事者

原 告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市

代表者 野洲市長 栢木 進

被 告

③事件の概要

本件において、被告らは、医療法人社団御上会（以下「御上会」という。）の解散後の清算手続きにおいて、共同して同法人の元職員らに対して退職慰労金名目で令和元年 9 月 25 日に金銭を支出したが、当該行為は医療法で定める清算人の職務の範囲外のものであり、当該行為により、原告は保有する債権の返還を受けることができなくなったことから、令和 2 年 5 月 13 日次の請求を被告らに求める損害賠償請求を提訴した。

この件について、令和 3 年 4 月 28 日の当事者双方が立ち会うことができる進行協議を行った上で令和 3 年 5 月 10 日に裁判所から和解勧告が提案され、これに合意するものである。

[請求内容]

- (1) 被告らは、原告に対し、金 50,189,835 円及びこれに対する令和元年 9 月 25 日から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - (3) 仮執行宣言
- 上記のとおり判決を求める。

④和解条項

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、本件の解決金として、金 3,805,740 円の支払義務があることを認め、これを、令和 3 年 7 月 31 日までに連帯して支払う。ただし、振込手数料は被告らの負担とする。

- (2) 被告らが前項の金員の支払いを怠ったときは、被告らは、原告に対し、前項の金員から既払額を控除した残額について、令和3年8月1日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を付して連帯して支払う。
- (3) 被告らは、御上会が令和元年9月25日に御上会の元職員らに対して退職慰労金名目で支払った金銭につき、支給された元職員らに対してその返還を求めないことを約束するとともに、御上会の元職員らに対し、第1項に係る求償権を放棄する。
- (4) 原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告らは、前各項に定めるもののほか、本件に関し、原告と被告らとの間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

□議第53号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

① 相手方

②損害賠償額 40,000,000円

③損害賠償の概要 平成27年7月2日に旧御上会野洲病院で甲状腺全摘術を受けた患者が、手術の翌日に一時心肺停止に至り、手術の1箇月後の8月2日に死亡された。

□議第54号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

① 相手方

②損害賠償額 26,000,000円

- ③損害賠償の概要 令和2年1月7日、ヘルニア突出にて鼠^そ径部痛を訴えて市立野洲病院を受診された患者について、左鼠^そ径ヘルニアに対してヘルニア還納が行われたが、その後、小腸穿孔^{せん}が確認され、翌8日に死亡された。

□議第 55 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路 線 名	認 定 理 由
こしのはらだい ごうせん 小篠原台1号線 ~ 14号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
ちゅうおう ごうせん 中 央30号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
つつみした ごうしせん 堤 下 3 号支線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

□議第 56 号 野洲市都市計画マスタープランの改訂について

野洲市都市計画マスタープランを改訂することについて、野洲市議会基本条例第11条第4号の規定に基づき、議会の議決を求める。

6 人事案件 1 件

□議第 57 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を野洲市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
おおはし こうじ 大橋 幸司		